

## 司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員の人選に関する助言について

平成29年8月3日 司法試験委員会

改正 平成30年3月26日

- 1 司法試験委員会（以下「委員会」という。）は、法務大臣に司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員（以下「考査委員」と総称する。）を推薦するため必要があると認めるときは、試験科目に係る分野の実情に通じた学識経験者に対し、考査委員の人選に関する助言を委嘱することができる。
- 2 (1) 「特任研究者」とは、委員会が考査委員の人選に関する助言を委嘱した学識経験者をいう。
  - (2) 特任研究者に対する委嘱期間は、1年とする。但し、補欠の特任研究者に対する委嘱期間は、前任者の残委嘱期間とする。
  - (3) (2)の委嘱期間は、更新することができる。更新回数は、連続して3回程度を目安とする。
  - (4) 委員会は、最終の委嘱期間を満了した日（又は当該特任研究者が辞任した日）から1年を経過した後に、当該特任研究者の氏名を公表する。
- 3 (1) 特任研究者は、委員会に置かれた司法試験考査委員候補者選定等部会に対し、同部会が法科大学院において現に指導をしている学識経験者のうちから問題作成を担当する考査委員の候補者を選定するに際し、必要な助言を行う。
  - (2) 特任研究者は、(1)に定めるもののほか、委員会に対し、考査委員の人選について、必要な助言を行う。